

隣保館の社会教育と地域福祉

— 研修会と 100 円モーニングに注目して —

(社会科教育講座) 魁生 由美子

Social education and community-based welfare at RINPOKAN

— Focusing on study meeting, and 100yen light meal service in the morning —

Yumiko KAISHO

(2021 年 9 月 1 日受理)

1. はじめに

地方部の市町村では高齢化と人口減少が進み、地域活動をどのように維持し、コミュニティを持続可能なものとして運営し続けるかという問題に直面している。過疎が進んだ地域においてはすでに祭事等の伝統行事の継承が困難となり、集落の除草や整備等これまで住民で対応できていた共同作業が住民だけでは解決できないといった生活の基盤にかかわる問題も噴出している。

人口がある程度維持されている地域においても、都市部、地方部にかかわらず、1 世帯当たりの人員が減り、高齢者のみの世帯、単独世帯が増加し続けるなか、家族単位の相互扶助が望めないケースが増えた。そこで、住民のさまざまな困りごとを把握し、解決に向けたアクションにつなげてくれるかつての篤志家のような存在が待望されている。そのような期待に対応する制度として、例えば、1994(平成 6)年から児童委員が創設されている。民生委員が兼任する児童委員は地域の諸機関と連携し、妊婦や地域の児童の見守りを行い、児童虐待の発生を予防することが任務の一つである。子どもや高齢者に対する虐待や「8050 問題」、老親の死後の自宅放置等を想

起するまでもなく、地域との関係が乏しく、個人化が進行した家族は、相互扶助の単位であるよりむしろ、リスクである。近所の洗濯物や郵便受け、子どもの着衣に気を配るおせっかいな隣人を、「みなし公務員」の形で再び呼び戻さねばならない所以である。

21 世紀以降の地域社会は、外国人住民の増加によっても変化しつつある。経済と産業を従来水準で維持するために、外国人住民はなくてはならない存在となった。外国人住民の人口増加に加え、出身の国・地域の多様化に伴い、地域において教育や医療・福祉、その他社会サービスを外国人住民にもれなく保障する仕組みをつくっていくことは喫緊の課題となっている。

地域住民である外国人が行政や近隣住民に不可視化されているとすれば、それは外国人を単なる労働力、行政用語でいう「外国人材」とみなし、権利と生活の主体である人間として対応できていないという証拠である。そのような事態を避けるためには、地域をともに作り、ともに生きる外国人住民という水平の視点がまず必要である。日本語話者以外の児童・生徒を迎える学校と地域社会、医療機関の多

文化対応、日常の生活課題を迅速にキャッチし、必要な場合、支援につなぐことのできる地域のネットワークの構築等、それぞれの地域で取り組むべき課題は山積している。大阪市、京都市、名古屋市、川崎市等の外国人集住地域においては、NPO 法人や地域の学校等多様なアクターが連携しながら外国人と共生する地域づくりが活発に行われている¹。

大都市圏とは異なり、地方部においては、定住歴の長い在日コリアン、近年急増した技能実習等ニューカマーを含めて、誰がどのように地域の外国人住民とかかわり、どのような課題を抱えているのかなかなか見えづらいのが現状であろう。今ある課題を把握し、外国人住民とともに地域の持続可能性を担保する活動をつくっていくために、まずは地域に精通したキーパーソンが働き、地域の行政や他団体と連携をつくり、地域住民を巻き込んでいくことが必要である。それでは、地方部において地域の誰にキーパーソンの役割を期待すればいいのであろうか。

本稿では、愛媛県および香川県における隣保館による、外国人を含む多様なニーズを持つ地域住民に対する支援、とくに愛媛県西条市河北会館と香川県下の事例について紹介するとともに、各隣保館の活動内容や解決課題を行政や社会福祉協議会等を含む関係職員で共有し、相互研鑽するために定期開催している研修会に注目する。以上により、縮小する地域社会のために隣保館が果たしうる役割を提起する。

2. 隣保館の成り立ちと役割

2-1. 近代化とセツルメント

隣保館とは、産業革命以降の近代化の進展により社会問題としての貧困が深刻化した 19 世紀後半、欧米で急速に広まったセツルメント (social settlement) に由来する社会福祉施設である²。日本においては、1897(明治 30)年、片山潜が東京・神田に「キングスレー館」を設立して以降、各地に導入された。特に 1918(大正 7)年 8 月の米騒動以降、セツルメント活動が活発化し、隣保館は活動の拠点であった。しかし、1930 年代以降、第二次世界大戦敗戦までの軍国主義体制下で活動は衰退した。このような広義の隣保館においては、孤児や貧困家庭の子

どもの保育、障がいを持つ人の支援、地域での無料法律相談等を行う。現時点でも、児童や高齢者、障がいを持つ人々を対象とする隣保館が運営されているが、本稿が着目する隣保館は、以下、概観する経緯で被差別部落の環境改善と差別解消の拠点として設置・運営されてきた。

2-2. 同和対策事業と隣保館

戦後、民間の運動団体である「部落解放全国委員会(のちに部落解放同盟と改称)」（1946(昭和 21)年結成)、「全日本同和会」(1960(昭和 35)年結成)が、戦時中に中断された同和対策事業の復活を求める運動をそれぞれの立場から展開した。1958(昭和 33)年、隣保館は社会福祉事業法(1951(昭和 26)年制定)の改正により第 2 種社会福祉事業として規定された。この規定では「隣保館等の施設を設け、その近隣地域における福祉に欠けた住民を対象として、無料または定額な料金でこれを利用させる等、当該住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行う」こととなっている。

1950 年代の中盤以降、高度経済成長により市民生活の底上げが一気に進んだが、被差別部落の住民においては上下水道や家屋等生活にかかわる最低限のインフラ、そして進学と就職等社会的機会に関して圧倒的に不利な立場に置かれていたことを想起しなければならない。第二次世界大戦における日本の敗戦により解放されたものの、帰国の機会を逃し、定住化が進みつつあった在日コリアンと歴史的経緯は別個でありながら近似する、差別によって作り出された極度の困窮である。

その後、1969(昭和 44)年「同和対策事業特別措置法」により隣保館は同和対策事業として設置・運営されることとなった。同年、「隣保館設置運営要綱」が制定されている。隣保館は現在に至るまでもっとも多いときで全国に 970 館、うち同和対策事業以前に 270 館が建てられ、その他 700 館が同和対策事業により建設された。現在は 816 館まで減少している³。1997(平成 9)年から隣保館は特別対策から一般施策へと移行し、同年の「隣保館設置運営要綱」改正により「福祉の向上や人権啓発の拠点となる開かれたコミュニティセンター」として位置づけられた。

2-3. コミュニティセンターとしての隣保館

「同和対策事業特別措置法」以降の一連の対策事業が2002(平成14)年度で終了し、「隣保館設置運営要綱」(2002(平成14)年4月1日施行)は隣保館の事業を①社会調査及び研究事業、②相談事業、③地域福祉事業、④啓発及び広報活動事業、⑤地域交流事業、⑥小規模地域対策事業、その他と定め、現在に至っている。この「隣保館設置運営要綱」は、隣保館を地域のコミュニティセンターとして位置づけ、広く地域住民に対するサービスを行うよう指示している⁴。本稿が取り上げる愛媛県、香川県に設置されている隣保館を含め、現在、隣保館の多くは、文化、交流、地域、ふれあい等を冠した施設名になっている⁵。

隣保館は同和対策事業の対象地である被差別部落の地域内に設置されている場合が多い。ただし、行政上、被差別部落と同定されることでさらなる差別を招くことを危惧した住民の意向により被差別部落であっても同和対策事業から外れた地区も少なくない。その場合、地域に隣保館は設置されていない。隣保館は必要であるが隣保館の存在により二次的な差別が発生することを避けてほしいという住民の意見もありうる。就職や結婚等、人生の節目になるライフイベントで差別を経験し、またはその経験を身近で見聞きし、学校や職場で露骨な差別や日常でそれとなく、あたかも差別ではないような方法で行われるマイクロアグレッションにさらされる被差別部

落出身者の中には、いわゆる「寝た子を起こすな」といわれるような差別の社会問題化を避ける態度を選ぶケースもある。しかし、被差別の経験をほかのだれかに二度と経験させないため、差別をなかったことにせず、二度と繰り返さないため、差別を社会問題として開示し、差別解消のために行動する当事者は多い。本来、差別にまつわる経験を共有し、連帯すべき当事者間で起こってきた葛藤とひとまずの妥協点が、隣保館の一般的名称の背景にはある。

また、近年、学術・研究目的を騙り、被差別部落の地名リストや隣保館の所在地等から被差別部落の位置を明示し、インターネット上で無差別に公表することで差別の拡大再生産に加担する団体や個人が後を絶たない⁷。インターネットの普及に伴い先鋭化した新しい差別行為は差別の存在自体を隠したいと怯える当事者にも、差別を社会問題化し、解消を目指して行動する当事者にも、甚大な精神的苦痛を与えている。施設の名称は些細な問題ではなく、センシティブかつ葛藤の深い問題である。山本は2016(平成28)年に施行された「部落差別解消推進法」を生かした活動の拠点として、またコミュニティにおける子どもやDV被害者の「居場所」として隣保館に期待しつつ、「隣保館として名乗れない『困難』」を関係者の声から拾い上げている⁸。

2-4. 隣保館のアドバンテージ

隣保館の地域活動には地域の内部に根付く差別に対する委縮と、外部からの差別の脅威という二重の

表1 隣保館の機能⁶

	セーフティネットの拠点	地域福祉の拠点	情報発信の拠点
隣保館の機能	今日的な社会的救護、社会的困難の課題を発見し、解決するための地域拠点	社会的排除や孤立が渦巻く地域社会から共生のまちづくりへの創意工夫と仕掛け	社会的排除や摩擦、孤立やさまざまな困難など、地域が抱える課題をわかりやすく情報発信する
	アウトリーチを重視したワンストップの相談機能	さまざまな課題を抱えた人たちが集い、それぞれの“つぶやき”や“思い”、“夢が出会う場”	人権啓発
	暮らしにかかわる“よろず相談”、地域の困りごとが気軽に持ち込まれる地域拠点	地域福祉を担う人たち、グループを育て、出会い、交流する場	相談活動や地域福祉活動で発見した新たな課題を社会に情報発信する(提言)

障壁があるといえる。しかし、そのような困難にもかかわらず、隣保館には当事者主体というアドバンテージがある。隣保事業とは、セツルメントの日本語表現であるが、元来、セツルメントの活動者は宗教家や社会問題に関心を持つ学者や学生等、当該の地域住民より恵まれた立場にいる人々である。どれほど懇切丁寧で慈愛にあふれた活動であっても、学識のある者がそうでない者たちの蒙を啓き、生活改善に導く「上から目線」の活動である点は否めない。不可避免的に格差を生み出す近代社会において、無論、セツルメントの果たす役割は大きい。ただし、支援する者と支援される者の立場の隔たりも大きい。これと比較して隣保館は、職員が行政から配置される場合もあるが、地域の実情に通じた住民の目線と、相談・支援を行うアクティビストの目線を併せ持つ地元の職員が働いている。ピアヘルプができるのである。隣保館の機能は(表1)のように整理できる。

3. 西条市河北会館による取り組み

3-1. 西条市の概況

2004(平成16)年11月1日、旧2市2町が合併し、現在の西条市となった。2021年3月末時点の人口は107,503人、世帯数は50,825、1世帯当たり人員は2.12、高齢人口割合は32.39%である。市街地を含む旧西条市の人口は微減にとどまっているものの、市全体では世帯数の増加と人口減が進んでおり、旧市町で見ると高齢人口割合は約35~40%である。西条市合併協議会がまとめた「新市建設計画」は新しく誕生する西条市の課題として、(1)少子高齢化への対応、(2)地方分権の進展への対応、(3)拡大化する生活圏への対応、(4)新たな都市づくりへの対応、(5)行財政の効率化・高度化への対応を上げている。毎年10月に開催される「西条まつり」では地元住民に日本各地からの帰省組も加わり、1年でもっとも熱狂的な数日となる。祭りの10月を起点とするカレンダー「西条祭暦」が地域では愛用されている。

3-2. 西条市内の隣保館

西条市内では「西条市隣保館設置及び管理条例」により4館の隣保館が設置・運営されている。各館で発行する会館だよりで行事予定が公開されており、

体操、書道・華道・茶道、絵画、手芸、歌謡、詩吟、ヨガ、ダンス、料理教室等、豊富なプログラムに地域住民が参加していることがうかがえる。

本稿が着目する西条市河北会館(以下、河北会館)では「勉強会(識字教室)」、グラウンドゴルフ、「わくわく教室(算数)」という特徴のあるプログラムが実施されている。この「勉強会(識字学級)」は近隣の障がい者施設で生活している住民を対象に、毎月第2・4月曜日に開催し、退職教員等ボランティアの住民が国語と算数の2班に分かれて勉強する教室生をほぼマンツーマンで丁寧に指導している。勉強を始める前に全員でアイスブレイクを兼ねた手話コーラスを練習する(図1)。

七夕飾りや年賀状等、季節に合わせた作品作りも行い、後述する社会体験学習で訪問した先々への礼状も書く。この「勉強会(識字学級)」は2004年、9名の参加者に退職教員のボランティア2名で始まった。当初の教室生は「就学免除」により学習機会がなかった地域の障がい者である。「50歳を超えてはじめて字を学んだ学級生もいる」のである⁹⁾。2017年5月の調査時点で、教室生は23名、うち50代以上は10名である。2週間に1度、徒歩が可能な場合は徒歩で、そうでない場合は施設からバスに乗って勉強しに行くこの移動と、居住する施設外での活動は、参加者にとって貴重な学びの機会である。また、生活圏の空間的拡大であり、出会う人の数、あいさつをする回数の量的拡大である。年に一度実施する社会体験学習では、焼き物で有名な砥部や太平洋戦争



図1 手話コーラスの様子

(筆者撮影、2017年5月22日、於:河北会館)

中の毒ガス工場で知られる広島県大久野島、愛媛県内の博物館等を訪問している。その集合写真を「河北会館だより」で見ることができるが、参加者の晴れ晴れとした明るい表情が印象的である。

「勉強会(識字教室)」の活動は、河北会館からその他の地域活動に開かれていくように、さまざまな相互乗り入れが行われている。例えば、参加者たちの居住施設で開催される文化祭への手話コーラスの参加、近隣の小中学校に出向いた学習会や交流会の開催、のちに詳述する秋の「ふれあい祭り」での舞台発表等、地域で行われる何重もの活動がそれぞれ違う層の住民を巻き込む仕組みである。これらの活動は障がい者の学習と地域生活の充実を促進するとともに、就学年齢の児童・生徒を含む地域住民が施設に居住する障がい者と出会う接点を持ち、人権と地域福祉について学ぶ貴重な機会をつくりだしている¹⁰。

「勉強会(識字学級)」でボランティアに取り組む退職教員によるもう一つのボランティア活動が、教室生の生活圏を近隣の飲食店まで広げた。河北会館から徒歩数分の距離に、開店当初は週3日だった営業日が徐々に少なくなり、現在、週末1日だけ営業する不思議な店がある。酷暑の期間は長期休業する。農家を開放する形の店舗に調理スペースとカウンターを設置し、来客はセルフスタイルで飲食する。縁側ではとれたての野菜も売る。自分で計算してカゴにお金を入れ、お釣りも自分でカゴから取る方法は、野菜も店内の飲食も同様である(図2)。

数時間限りの営業中、晴れば自転車、雨の日はバスで乗りつけ、駐車場の誘導係をする常連や、1時間に1本のペースでビールを飲みながらずっと滞在する常連等固定客のほか、県外等遠路からの来客、「勉強会(識字学級)」の退職教員を慕う現職教員の来客等多様である。レジを設置せず、カゴに代金を入れるシステムは「そのおかげで、店始めてこの方、払った払ってないのもめ事がない。計算したらあかんわいの！」というのが店主の持論である。

この自分で計算し、支払うシステムで「勉強会(識字学級)」の教室生を学生価格で店に招待した際の写真や教室生からの礼状が、店内に飾られている。教

室生が居住する施設に出向いて食事をふるまう交流会も開催し、地域の飲食店もまたにぎやかな活動の拠点となっている¹¹。

3-3. 障害をもつ人も、子どもも、高齢者も、外国人も集う隣保館

今や「多文化共生」は地域活動、まちづくりを推進する際のキーワードである。2006年、総務省は「多文化共生」を「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認めあい、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きてゆくこと」¹²と定義している。教育の分野においても「多文化共生」の重要性が指摘されている。文部科学省は「ものごとの規模が国家の枠組みを越え地球規模で拡大し、国際的相互依存関係の中で生きる現代人には、一人一人が、国際関係や異文化を単に理解するだけでなく、国際社会の一員としての責任を自覚し、どのように生きていくかという点を一層強く意識する必要がある。求められているのは、個人が相互理解に基づく多文化共生という視点を持ち、国家の枠組みを超えた国際社会の一員として自己を確立し、発信を行い、主体的に行動できる人材である」¹³とし、グローバル化に対応する人材育成を推進している。

河北会館においては、コロナウィルス感染予防のため中止となった2020年度を除いて、毎年11月上旬の土曜日、会館に隣接するグラウンドにて「ふれあい祭り」を開催しており、ふだん河北会館を利用する地域住民はじめ、行政、学校関係者ら約2千人が



図2 野菜販売の様子

(筆者撮影、2017年11月11日、於:西条市)



図3 韓国食品のブース

(筆者撮影、2017年11月11日、於:河北会館横)

集う。

2014年度「ふれあい祭り」から恒例となった四国朝鮮初中級学校の学生たちによる合唱も披露され、地域住民が出店する野菜、漬物・味噌、キムチや韓国食品、クッキーやうどん等のブースでにぎわっている(図3)。この地域では長く在日コリアンが定住し、地域住民として隣保館をはじめとしたさまざまな地域活動に参加し、地域の多文化化を推進してきた¹⁴。

「在留外国人統計」によると2020年末時点で西条市に在住する外国人は1,535名、上位5国は中国632名、ベトナム395名、フィリピン182名、インドネシア81名、ブラジル60名、これに続き韓国は49名である¹⁵。同時点で西条市の人口は108,025人なので、外国人人口は全体の約1.4%である。四国朝鮮初中級学校の学生たちによる舞台は、地域の行政、教育関係者を含む地域住民にとって、地域でもっとも長い定住歴をもつ外国人である在日コリアンの存在を目と耳で認識し、多文化共生への気づきを促す絶好の機会となっている。

2019年度「ふれあい祭り」の翌日、松山市内にある四国朝鮮初中級学校では公開授業と第6回四国朝鮮学校交流フェスタ(主催:四国朝鮮学校の子どもの教育への権利実現・市民基金)が開催された。

この行事に合わせて、次章で詳しく紹介する香川県の隣保館関係者も多数来校し、小豆島から未明の海をフェリーで渡ってきた市民も交えて、同校の名

物である七輪の炭で焼く焼き肉や学校関係者が準備した朝鮮料理を囲んだ(図4)。

国内のみならず、松山市の友好都市である韓国平澤市からも支援団が来校し、特設ステージで激励のメッセージと歌が披露された。韓国のメンバーが材料を韓国から持ち寄り、運動場で調理したトッポッキは早々に完売となった。筆者は歓迎の会食にふれあい祭りで購入したキムチや旬の里いも(韓国語で토란(土卵))、生産地ならではの生ピーナッツを持ち寄りそれぞれ好評を博したが、何よりよろこばれたのは同胞のキムチである¹⁶。在日コリアンがそれぞれの家庭で受け継ぎ、地域で愛されているキムチに韓国メンバー一同、感無量の様子であった。この韓国の支援者は教科書問題に関心を持つ日韓の市民交流から始まった「平澤—愛媛市民交流会」のメンバーであり、2019年8月に発足した「四国朝鮮初中級学校支援の集い」¹⁷のメンバーでもある。

3-4. 河北会館の研修会

河北会館の活動に関して、もう一点、研修会について触れておきたい。河北会館では地域の学校関係者が夏季休暇中に参加できる日程で、毎年研修会を実施してきた。近年の実績は(表2)のとおりである。筆者は、2013年8月に「在日コリアンの生活と権利—近年の差別事例を知る—」というテーマで講師を務めさせていただき、その後、2015年度から2019年度まで河北会館評議員として研修会の準備に協力し、当日も参加した。「ヘイトスピーチ解消法



図4 焼き肉、キムチ、トッポッキ

(筆者撮影、2019年11月10日、於:四国朝鮮初中級学校運動場)

表2 西条市河北会館における研修会¹⁸

実施日	テーマ、講師等	対象
2016年8月17日	ヘイトスピーチの現状を学ぶ(徳島県教職員組合元書記長)	館区内外小中高校教職員、市職員等70名以上
2017年8月8日	多様性の学び方—地域から学校へ・教室から地域へ—(筆者)	西条市人権主任、教育委員40名
2018年8月23日	人権問題に関する私たちの現状—大学の取り組みを手掛かりとして—(愛媛大学人権センター長壽卓三教授)	館区内外小中高校教職員、公民館職員等56名
2019年8月6日	第1部 差別の現実から深く学ぶ—差別解消三法をとおして—(龍谷大学法学部金尚均教授) 第2部 班別協議(静岡大学山本崇記准教授、富田真由美前徳島県教職員組合書記長、高正範前四国朝鮮初中級学校長、筆者)	西条市人権主任等51名
2019年8月21日	第1部 河北会館による識字教室の紹介 第2部 部落問題学習(河北会館瀬尾孝館長)	館区内小中学校教職員73名

(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律)」が施行された2016年度の研修会には、ヘイトスピーチの標的となった退職教員が講師で登壇し、河北会館2階の会場が満杯状態になった¹⁹。この研修会ではグループワークが設定された。筆者が加わったグループでは西条市内の在日コリアン2世が講師の被害経験とPTSDについて触れながら「小さい頃からいつも臨戦態勢で生きてきました。差別や攻撃には絶対負けない、むしろ差別や攻撃があるたびに もっと強くなってやろうと子どもの頃からずっと闘ってきました」と同席する現職教員らに語っていた。

これまで筆者は、少なくない数の現職・退職教員が自分の地域に差別はないと主張する場面に立ち会ってきた。差別に起因する困りごとを経験したことのない人間には、そのような困りごとを抱えた人間は見えにくいということかもしれない。河北会館における研修会は、学内業務に忙殺される教職員が、ふだん接点を持ちにくい多様な地域住民と出会い、差別は身近な問題であると気づき、具体的に学び教育すべき課題として自覚する貴重な機会である。

4. 香川県内の隣保館による取り組み

4-1. 香川県の概況

2021年3月1日現在、香川県の人口(推計)は、948,462人、うち市部の人口は802,695人、町部の人口は145,767人である。2015(平成27)年国勢調査によると、同年10月1日現在の人口は976,263人この5

年前に実施された2010(平成22)年調査時から19,579人の減少、世帯あたり人員は2.39人となり、過去最少となっている。2015年の時点で1人世帯の割合は31.6%である。香川県では、高齢者保健福祉圏域を東部、小豆、西部の3つに分けており、高齢者人口割合は東部30.5%、小豆42.9%、西部32.6%、香川県全体では31.8%である²⁰。2015年国勢調査の時点では人口減が見られなかった高松市が近年、人口微減の兆候がみえており、宇多津町はここ10年ほど1万9千人前後の人口となっている。

4-2. 香川県の隣保館による「100円モーニング」事業

高齢化が進行する地域において、可能な限り在宅やグループホーム等地域で日常生活を続けていくために保健福祉サービスの拡充が進められてきた。厚生労働省が推進する「我が事・丸ごと」をキャッチフレーズとする地域共生社会づくりにおいては、「制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて」、「住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」が目指されている²¹。厚生労働省は、また、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025(令和7)年を目標に、「可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる」地域包括支援システムの構築を推進している。この地域包括支援システムは住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供するという構想のもと、地域包括支援センターに保健師、社会福祉士、主任介護支

援専門員を配置し「参加と協働で多様な価値観を持つ住民を包摂する地域をつくる」ことを目指している²²。

この「参加と協働」をより具体的にみると、「地域住民が住み慣れた地域で安心して尊厳あるその人らしい生活を継続することができるように、介護保険制度による公的サービスのみならず、その他のフォーマルやインフォーマルな多様な社会資源を本人が活用できるように、包括的および継続的に支援すること」である²³。

厚生労働省は本稿「1. 隣保館の成り立ちと役割」でみた①から⑥の隣保館の基本事業に加えて、特別事業として①隣保館デイサービス事業、②地域交流促進事業、③相談機能強化事業を提示し、生活困窮者自立支援法(2015(平成27)年4月施行)のもと

「地域における多様な社会資源の一つとして、自立相談支援機関との連携が求められていることにも留意しながら、より積極的な隣保館運営」を行うよう指示している²⁴。地域住民の相談業務に対応できる地域の多様な社会資源のひとつとして隣保館が期待されていることがわかる。

香川県の隣保館デイサービス事業は、2008年度に実施した「隣保館利用状況調査」で集まった「憩いの場」、「気軽に集える場」を求める声に応じ、2011年4月、高齢人口割合が60パーセントに達する丸亀市の島嶼部で始まった。香川県隣保館連絡協議会がまとめた「うちの自慢の100円モーニング」によると、2014年10月現在で香川県下28館中19館がさまざまなスタイルで事業を行っていた(2021年度現在20館で実施)。ボランティアの人数や食材の確保等、たいへんな事業であると推察できるが、パン、たまご、野菜・果物、スープ、時には讃岐ならではのうどん等のメニューで、2か月に1回から毎月4回の頻度で開催されている(図5)。2012年度以降、香川県隣保館連絡協議会から備品の購入等に充当できる上限5千円までの準備金が支給されるようになった。

毎週木曜日に「100円モーニング」を実施する琴平町象郷会館では、毎回30名から40名の地域住民が集まる。この事業をきっかけに、よろず相談または



図5 「100円モーニング」の厨房

(「隣保館ってどんなところ?香川県隣保館連絡協議会の取り組みから」四国学院大学「多文化共生福祉論」(2021年度担当者筆者)最終回資料より抜粋)

健康、経済等々、生活課題に関する相談につながるケースは少なくないという²⁵。安否確認と孤立防止のため、高齢者を地域の行事に連れ出すことは、社会的関係の維持・再生に直結する有効な援助である。ただし、問題を抱えやすいケースであればあるほど、介入を拒む。困っている人ほど、困っているとはいえないまま悪循環に陥りがちである。そこに「100円モーニング」という仕掛けがあれば、格安でお茶と軽食をサービスしてもらい、気の合うご近所同士でおしゃべりできるという住民側のメリットが生ずる。隣保館職員やボランティアとも顔見知りになる。訳知りの職員らは、相性の悪い利用者同士ならば席が離れるように、さりげなく気づかいするという。

その一方で、隣保館にとって「100円モーニング」事業は「従来の職員の見守り・声かけ訪問活動に加えて、隣保館へ引き込むスタイルの構築」である²⁶。地域住民の隣保館へのアクセスのハードルを下げるとともに、顔見知りの関係をつくっておくことで、何か困りごとを抱えた場合、相談につながる可能性が格段に高くなることは想像に難くない。

4-3. 香川県の隣保館による研修会

「100円モーニング」事業が調査をきっかけとして始まったことを見てもわかるように、隣保館の基本事業である「社会調査及び研究事業」は非常に重要である。

2005年6月、1日3、4館のペースで香川県職員、当

該エリア担当の香川県隣保館連絡協議会理事および事務局により各館のヒヤリング調査を実施し、各館それぞれの成果や課題、現場の職員が抱える悩みを聞き取った。この調査により、「隣保館設置運営要綱」における「相談業務」を充実させるために基礎知識を学ぶ場が欲しいと考える職員の声が集まり、2006年度から研修会が実現化されることになった。22コマ11回の講義からなる「香川県隣保館職員相談業務資質向上研修」には約30名の職員が参加した。研修会の内容は全182頁の講義録にまとめられている。

この研修会は、四国学院大学富島喜揮教授はじめ、社会福祉の研究・教育で歴史のある四国学院大学の全面的な協力により現在に至るまで発展的に継続している。同和対策の措置事業においては、急を要する生活改善や環境改善が優先され、「個々をエンパワメントし、かつ主体的に生活問題の改善に取り組もうとする当事者性を重視した、ソーシャル・ケースワークが置き去りにされた」という反省に立ち、隣保館にソーシャルワークを導入するための研修会を大学と香川県隣保館連絡協議会が協働する形で実施している。2006年度の研修内容の定着を図り、隣保館の実務、とくに相談業務の記録方法をマニュアル化し、スキルの向上を図るために2007年度においては全4回の研修を行った。2008年度においては事例検討の方法を中心に全4回の研修を実施し

た。2009年度は、面接技法を中心とした研修を全4回実施している²⁸。

また、先述した隣保館の各館を対象として実施した調査に加え、隣保館の利用者を対象とした質問紙調査を2009年、2014年、2019年の各年、香川県、市町、香川県隣保館連絡協議会により実施し、地域住民の生活の実情と隣保館が対応すべきニーズを把握している。この調査結果については富島教授をはじめ四国学院大学社会福祉学部の教員が分析し、それぞれ詳細な報告書を作成している。

研修会と調査の実施形態からもわかるとおり、香川県隣保館連絡協議会の運営体制は官(=国、県、市町)学(=四国学院大学)連携を特徴とする。財源と調査研究支援をそろえた盤石な体制のもと、連続的な積み上げ形式の研修会によって職員の専門性を確保し、「やり甲斐と主体性をもって『地域課題』と『人権課題』に取り組める職場づくりのために」、「職員をエンパワメント」する「香川モデル」を構築している²⁹。『香川県隣保館職員相談援助(RSW)研修 2019(令和元)年度テキスト』によると、3日間の研修で7講義+3グループワークが開催され大学教員のほか、地域包括支援センター、国際交流協会等、地域福祉にかかわる関係団体の職員が講師を務めている。以上のような香川県独自で実施する研修会のほか、香川県の隣保館職員が受講する研修会等を整理すると(表3)のとおりである。

表3 香川県隣保館関係研修会²⁷

館長研修会	RSW研修Ⅰ	RSW研修Ⅱ	隣保館関係職員研修会	隣保館女性職員研修会	四国地区人権教育研究大会
	隣保館職員相談援助研修 (隣保ソーシャルワーク研修) (9月/3日間)				
	RSW・リーダー養成研修 (5月/2日間)				
香川県主催研修 (経費県負担)			香川県隣保館 連絡協議会 主催研修	その他 研修会 等	

今後、香川県の隣保館が目指す社会教育および地域福祉活動について、近年開催された研修会のテーマをピックアップすることで本稿のまとめに代えたい。

「共に生きる社会を目指して～ケアから考える新しい社会～」(NPO法人京都コリアン生活センターエルファ)(香川県隣保館関係女性職員研修会、2018年5月)、「どんな性の在り方も排除されない園・学校・学級・地域とは?～子どもたちとの出会いから見えてきたこと～」(にじいろi-RU)(第55回全国隣保館職員四国ブロック研修会、2018年10月)、「地域共生社会政策時代における地域包括ケアシステムとコミュニティソーシャルワーカー隣保館活動における社会福祉と社会教育―」(日本社会事業大学大橋謙策名誉教授)(2019年度かけはしセミナー 香川県内社会福祉協議会・香川県隣保館連絡協議会合同研修、2019年7月)、「隣保館への期待～『外国人を人権の視点で』～」(NPO法人多民族共生人権教育センター)(香川県隣保館関係職員研修、2021年6月)、「『ひとりにしない』という支援―伴走型支援と隣保館―」(NPO法人抱樸)(2021年度かけはしセミナー 香川県内社会福祉協議会・香川県隣保館連絡協議会合同研修、2021年7月)等である。

外国人や性的少数者、生活困窮者等、多様な住民を含む地域と住民が抱える課題について学び、地域の関係機関と連携しつつ、期待されている役割を果たそうとする隣保館の熱い気概がわかる。「行政唯一の人権啓発拠点である隣保館が人権と福祉という

切り離せない課題を常に心にとめ当事者一人ひとりに寄り添っていく」、そのような活動の基礎づくりが「現場の声」、「当事者の声」をキャッチする調査・研究であり、「今できること」が何か、職員それぞれが主体的に考え、地域で活動するための研修会である³⁰。

付記と謝辞

本稿は、日本学術振興会科学研究費補助金(基盤研究C)「人口減少時代の地方都市・中山間地域の多文化化と地域振興に関する社会学的研究」(研究課題/領域番号 16K04130)の成果報告である「A隣保館による多文化共生の取組み―『勉強会』と『ふれあい祭り』の事例から」(関西社会学会第69回大会、2018年6月3日、於:松山大学)の内容に、日本学術振興会科学研究費補助金(基盤研究B)「日本の地方部における多文化化対応とローカルガバナンスに関する地域比較研究」(研究課題/領域番号 19H01579)の成果の一部を加え、大幅な加筆を行ったものです。

調査に協力して下さった皆様、また報告について有益なコメントを下さった先生方に心から感謝申し上げます。

¹ 大阪市における実践事例は金光敏『大阪ミナミの子どもたち 歓楽街で暮らす親と子を支える夜間教室の日々』(彩流社、2019年)を参照されたい。

² セツルメントとは「知識階級の大学人らが都市スラム地区に移り住み、下層労働者に対して人格的接触を通じて生活改善と自立向上、地域的統合を促すとともに、地域環境や制度の改善を働きかける社会改良運動の一形態」である。井岡勉「セツルメント」京極高宣監修『現代福祉学レキシコン第二版』雄山閣、2003年、五〇九頁。

³ 北川真児「特集にあたって」一般社団法人ひょうご部落解放・人権研究所『ひょうご部落解放』(179、2021年春号)pp. 4-5。

⁴ 「隣保館とは?～背景や過程を振り返る～」一般社団法人ひょうご部落解放・人権研究所『ひょうご部落解放』(152、2014年春号)pp. 4-11。

⁵ 「隣保館の法的位置づけと今後のあり方」一般社団法人ひょうご部落解放・人権研究所『ひょうご部落解放』(152、2014年春号)1頁。

⁶ 部落解放同盟中央本部編『Q&A 部落差別解消推進法―積極的活用のために―』(解放出版社、2017年、37頁。)を転記し、筆者が作成した。

⁷ 部落の地名リストを出版し、インターネット上に地名や写真を掲載する出版社と個人を相手に出版の禁止とインターネット上の情報の削除等を求めた裁判が行われている。「部落差別 助長される 原告地名リスト出版禁止訴訟」(朝日新聞、2020年9月29日)、「部落問題、司法の判断は ネット掲載、差別助長か学問の自由か 編集委員・北野隆一」(朝日新聞、2021年8月23日)

⁸ 山本崇記「隣保館肯定試論―ソーシャルワークと部落解放の行方―」『佐賀部落解放研究所紀要』

(35) 2018年3月、pp.2-19. 四～五頁。

⁹ 瀬尾孝「字が書けるようになったよ～河北会館識字学級～」『第60回四国地区人権教育研究大会資料』（第4分科会、於：高松市、2013年7月11-12日）

¹⁰ 「家にも街にも居場所は見つからない 施設で生きる障がい者の思い知って 西条・道前育成園職員が紙芝居」（愛媛新聞、2005年11月1日）、「『学びたい』意欲手助け 字や計算笑顔の指導知的障害者に『勉強会』」（愛媛新聞、2006年1月4日）、「学ぶ楽しさ支え10年 西条・河北会館障害者らに勉強会 漢字や計算 成長に喜び」（愛媛新聞、2014年6月11日）を参照。

¹¹ この飲食店は「地域の独居高齢者や子どもが立ち寄り、座っておしゃべりするような」、「近所のどこの家にもあった縁台」を復活させる「社会実験」である。「笑顔つくる『社会実験』」（愛媛新聞、2014年3月8日）

¹² 総務省『多文化共生の推進に関する研究会報告書』2006(平成18)年3月、五頁。

¹³ 文部科学省「第1章 国際教育の意義と今後の在り方」「初等中等教育における国際教育推進検討会報告－国際社会を生きる人材を育成するために－」（2005(平成17)年8月3日）

外国にルーツのある児童生徒を指導する現場教員がすぐ学べる研修動画等は文部科学省ホームページ内「CLARINETへようこそ 海外子女教育、帰国・外国人児童生徒教育等に関するホームページ」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/main7_a2.htm (2021年9月28日閲覧)に集約されている。日本語の指導が必要であるにもかかわらず指導を受けていない児童・生徒の問題、不就学の問題は深刻である。2020(令和2)年3月に公表された「外国人の子供の就学状況等調査結果(確定値)」によると、不就学の外国人の子どもは約2万人と推計されている。

¹⁴ 魁生由美子「愛媛県西条市における多様性の学び方—<地域から学校へ/教室から地域へ>をつなぐ諸活動—」『愛媛大学教育学部紀要』(63)pp.253-262.

¹⁵ 2015年12月以降「在留外国人統計」では「韓国」と「朝鮮」を従来の「韓国・朝鮮」の合算方式から分離し、一般的に公表されている統計では「朝鮮」を「その他」に算入している。

¹⁶ 国内で製造される漬物生産量1位は1999年以降キムチである。(全日本漬物協同組合連合会「第4回食品の営業規制に関する検討会資料」2018(平成30)年10月1日)

¹⁷ (韓国語記事)「日本愛媛県四国朝鮮初中級学校支援の集い発足」（平澤市民新聞、2019年8月14日）

<http://www.pttimes.com/news/articleView.html?idxno=51764&fbclid=IwAR0XNZcAu3mF1Ejwofi7djE05R19Tvey1AqHSYNeivnx4z0aWunGKepZlwQ> (2021年9月28日閲覧)

¹⁸ 「河北会館だより」と当日配布資料を参照し、筆者が作成した。講師等の所属は当時案内文に記載されたものを原則そのまま記載した。

¹⁹ 「ヘイトスピーチ 心の暴力 徳島訴訟原告西条で講演 差別表現の現状報告」（愛媛新聞、2016年8月18日）

²⁰ 「第8期香川県高齢者保健福祉計画」

²¹ 厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」<https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/> (2021年9月28日閲覧)

²² 三菱UFJリサーチ&コンサルティング「<地域包括ケア研究会>2040年：多元的社会における地域包括ケアシステム」（地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた制度やサービスについての調査研究）、平成30年度厚生労働省老人保健健康増進等事業、2019年

²³ 一般社団法人長寿社会開発センター「地域包括支援センター業務マニュアル」2011(平成23)年6月

²⁴ 厚生労働省「これからの福祉施策の展開」（2017年10月19日、第54回全国隣保館長研修会「行政説明」より抜粋）全国隣保館連絡協議会「第36回全隣協ブロック別研修会 討議資料」2018年2月、pp.16-22.

²⁵ 香川県琴平町立象郷会館デイサービスセンター（隣保館）「将来に不安を抱える独居老人に寄り添って～花子さんとのかかわりをとおして思うこと～」『第64回四国地区人権教育研究大会資料』（第4分科会、人権確立をめざす地域の教育力C、於：エスポワール愛媛文京会館、2017年7月13日）

²⁶ 香川県隣保館連絡協議会「100円モーニングと隣保館～香川県隣協の現状と課題～」（於：滋賀県草津市橋岡会館、2014年11月27日）、香川県隣保館連絡協議会事務局「香川県における隣保館活動の現状と課題～地域福祉・ソーシャルワークを中心に」（ヘイトスピーチ研究会、於：龍谷大学、2019年2月3日）

²⁷ 富島喜揮「速習！！香川県の『隣保館』」2019年4月『2019年度香川県隣保館職員相談援助研修リーダー養成研修テキスト②』（於：四国学院大学、2019年5月28日・29日）に掲載されている図に一部加筆・修正を行い、筆者が作成した。

²⁸ 富島喜揮「隣保館の相談事業とソーシャルワーク—隣保館活動とソーシャル・ケースワーク導入の意味—」『リベラシオン』(133)2009年3月、pp.12-22、一六～一九頁。

²⁹ 富島喜揮「速習！香川県の『隣保館』」（2018年度香川県隣保館連絡協議会総会（於：香川県部落解放・人権啓発センター、2018年4月20日）香川県隣保館連絡協議会『香川県の隣保館とソーシャルワーク 香川県隣保館連絡協議会12年の歩み』2018年9月、八〇頁。

³⁰ 西川小百合「香川県隣保館連絡協議会の取り組み～現場の声を大切に～」一般社団法人ひょうご部落解放・人権研究所『ひょうご部落解放』(179、2021年春号)pp.59-68. 六八頁。